

寛永期から享保期における見沼の開発に関する研究*

Research on development of Minuma in the Kyouhou era from the kanei era.

関 将成**, 知野 泰明***

By Masanari Seki, Yasuaki Chino

概要

埼玉県南東部にある見沼周辺は、寛永 6 (1629) 年に伊奈忠治によって見沼溜井の造成が行われ、また享保 13 (1728) 年には井沢弥惣兵衛為永によって見沼代用水の開削が行われた。これらの開発目的として、灌漑用水の安定的な確保が挙げられる。しかし、見沼溜井完成後すぐに水没田が出来るなどの問題も生じてきた。さらに、井沢が用水開削をする以前からそれに似た構想があったとされている。その構想では、測量も行われるなどしたが、幕府の意向であるとして結局実現せずに終わっている。そこで本研究では、この事実関係について文献を中心とした調査を行い、なに故、開削が行われなかったのか。その経緯について明らかにすることを目的とした。

1. はじめに

埼玉県南東部にある見沼地域は、寛永 6 (1629) 年に伊奈忠治によって見沼溜井の造成が行われた。享保 13 (1728) 年には井沢弥惣兵衛為永によって見沼代用水の開削が行われ、現在もその流れを見ることができる。

これらの開発目的として、灌漑用水の安定的な確保が挙げられる。しかし、見沼溜井完成後すぐに水没田が出来るなどの問題も生じていた。それに付随して井沢が用水路の開削をする以前からそれに似た構想があった¹⁾。

見沼溜井や見沼代用水などの既往研究は、これまでに数多くあるが、井沢弥惣兵衛為永が用水開削を行う以前にそれと似たような計画が立案されていた事を深く研究したものは少ないといえよう。

よって本研究では、文献を中心とした調査を行い、見沼溜井から見沼代用水へと移行する時期などを県内の溜井などと比較しながら考察し、可能な限り明らかにすることを目的とした。

2. 埼玉県内の沼や溜井について²⁾

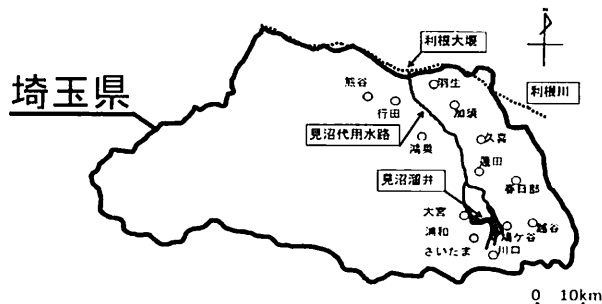


図-1 見沼位置図 (作成: 関)

埼玉県東部の低湿地帯の開発などの目的により、寛永

*keyword: 見沼溜井、見沼代用水、開発

**学生会員 学士 日本大学大学院工学研究科

*** 正会員 博士 日本大学工学部土木工学科

(〒963-8642 福島県郡山市田村町徳定字中河原 1)

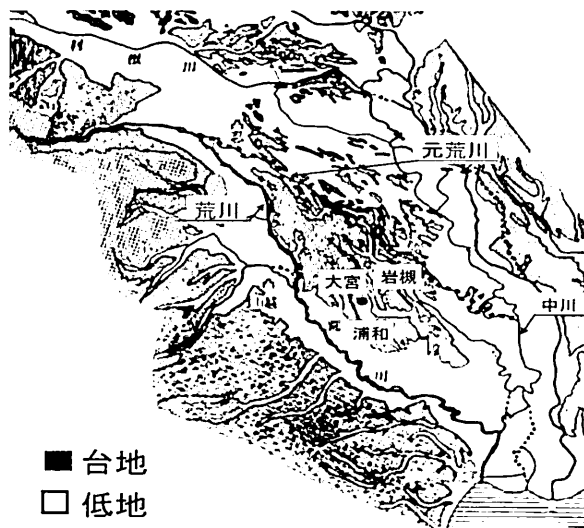
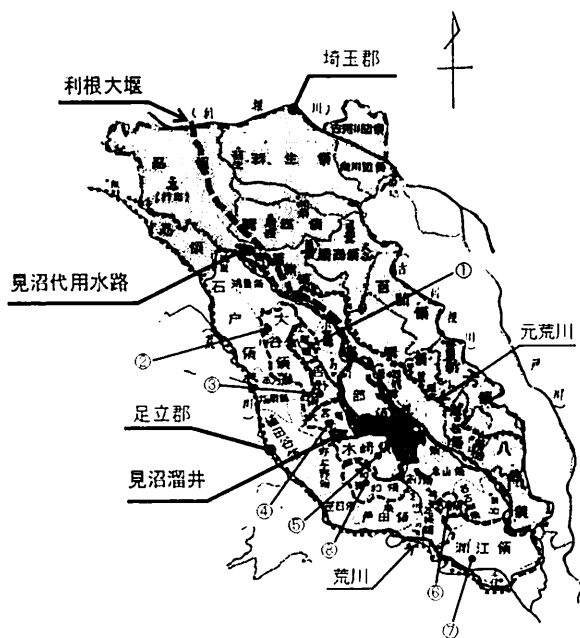


図-2 荒川と元荒川の流域図 (埼玉県、『新編埼玉県史通史編 4, p. 540.』の原図に加筆・修正)

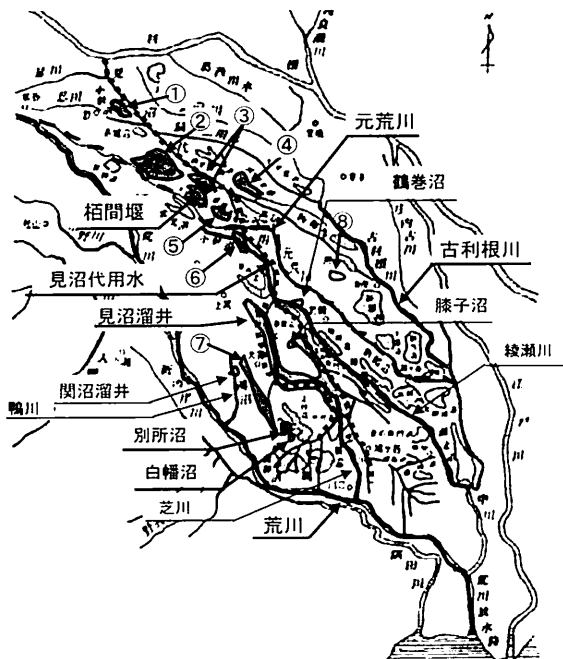
6 (1629) 年に伊奈忠治によって荒川の瀬替えが行われた。これにより栢間堰 (図-3 参照) より下流の元荒川 (荒川の瀬替え前の河道) は水位も低くなるので周辺村々は、その東方に点々と連なる沼を水源として利用したものが多い。岩槻の台地 (図-2 参照) を流れ出た元荒川は低平な地帯を流下して中川に合流するが、伊奈氏はここに溜井を造成し、古利根川沿いに開発された新田の為の用水確保を図った。岩槻領は末田溜井 (須賀溜井)、八条領は瓦曽根溜井が設置され、用水源とされた。

これは、寛永の荒川瀬替え後の水量の減少に対応する形で用水確保のために溜井造成が行われたものであると思われる。

低湿地の溜井造成は芝川通りに設置された見沼溜井、鴨川に設置された関沼溜井、綾瀬川に設置された鶴巻沼、膝子沼などがある。また、『大宮市史第三巻上』³⁾によると、このうち関沼溜井、鶴巻沼、膝子沼は伊奈忠次の時



図－3 見沼代用水と郡・領の位置関係図（埼玉県、『新編埼玉県史』の原図に加筆・修正）

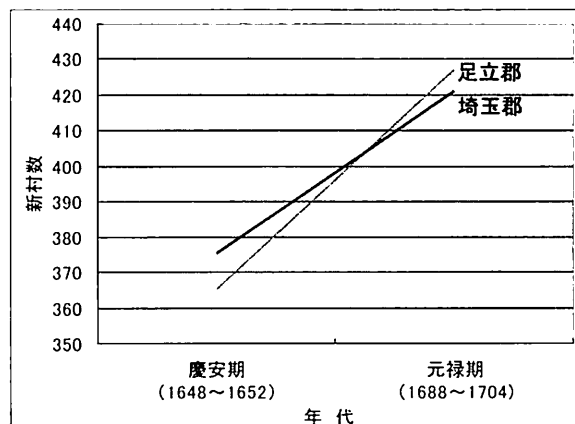


番号	沼名	場所
(1)	小針沼	行田市東部
(2)	屈巢沼	北埼玉郡川里町
(3)	小林沼	旧菅沼町西部
(4)	河原井沼	久喜市と旧菅沼町
(5)	栢間沼	小林沼の東南
(6)	小針沼	旧菅沼町西部
(7)	高(鴻)沼	旧浦和市と旧与野市
(8)	黒沼	岩槻市北部

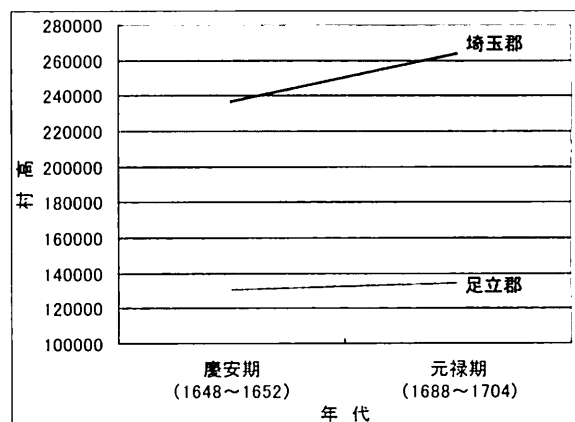
図－4 享保 13 年以降に開発された主な沼の位置図（埼玉県、『新編埼玉県史通史編・4』の原図に加筆・修正）

代に造成されたという。

図－4 は、新編埼玉県史より享保 13 年以降に開発された主な沼の位置関係図である。これらの沼々は見沼代用水が開削されたことにより役割を終え、新田開発されることとなった。



図－5 新村の増加数（『新編埼玉県史』のデータをグラフ化、作成：関）



図－6 石高の変化（『新編埼玉県史』のデータをグラフ化、作成：関）

3. 見沼溜井造成による影響

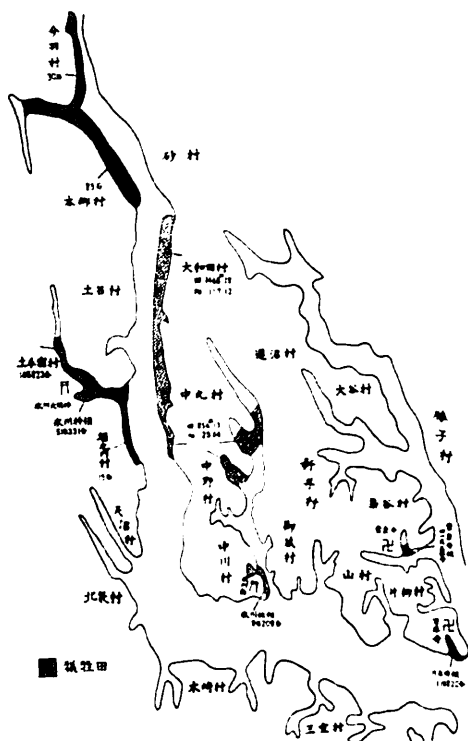
『新編埼玉県史通史編・3』⁴⁾によると、大宮台地の侵食谷に高(鴻)沼（図－4⑦）・見沼（溜井）（図－4参照）・別所沼（図－4参照）・白幡沼（図－4参照）が溜井として整備された。だが、開発が進むにつれて水不足が深刻化し、浦和市沼影の細淵家文書や蕨宿の岡田家文書には用水不足に悩んでいる様子がうかがえるという。

新村の増加数を『武蔵田園簿』慶安期をもとに、『元禄郷帳』（元禄 15 年）と比較すると、足立郡（図－3 参照）においては 365 か村から 427 か村へ 62 か村の増加。埼玉県（図－3 参照）においては 375 か村から 421 か村へ 47 か村の増加が見られた（図－5 参照）。

また、村高の変化についてみると慶安期（1648～1652）から元禄期（1688～1704）について、足立郡では 130252 石余から 134065 石となり 4000 石余の増加。埼玉県では 236434 石から 263408 石余となり 30000 石余の増加が見られた⁵⁾（図－6 参照）。

これらから分かるように、村数・村高ともに大幅に増加したため、用水不足になったと思われる。

また、伊奈忠治は寛永 6 年の荒川の瀬替えと同時に、見沼を溜井に造成した訳だが、見沼北部の上尾（図－3①）、吉野（図－3②）、大谷（図－3③）の 3 か領 12 か村と周辺の大宮（図－3④）、木崎（図－3⑤）などの 5 か領 40 か村の余水を流入させ、各村の水害を防ぐと共に下流域の舎人（図－3⑥）、淵江（図－3⑦）、浦和（図



図－7 寛永期の見沼溜井造成に伴う犠牲田
(原図：大宮市史三巻上)

－3⑧)などの9か領221か村の灌漑用水源を目的として造成された。

しかし、見沼溜井の貯留が進むと、周辺の村では犠牲田が多く出現することとなり、特に被害が大きかったのは見沼中央部の大宮市域の村々であったとされている(図－3参照)。市域全体で、329石余が被害を受け、大和田村などでは村高の3分の1を失うような状態に陥ったとされる⁸⁾。

大宮市片桐村の万年寺の『万年寺記録』によると、万年寺は天正19(1591)年に朱印高20石を拝領したが、うち千駄野耕地5石分は慶長19(1614)年に染谷村に替地となり、寛永6(1629)年には見沼の水いかり(犠牲田)分として11石8斗2升が高畑村に代替となったとされる⁹⁾。

また、『万年寺略詩吟』には寛永6年に犠牲田が発生したとされる。さらに、『武蔵田園簿』によると氷川明神社領では65石の水いかり分が記載され、承応3(1654)年に犠牲田の代替地が与えられた。

『大宮市史第三巻上』によると、見沼溜井は徐々にその水量を増していき、万年寺境内まで侵食するに至った。このため境内添畑三石一斗八升は失われ、万年寺も移転を余儀なくされることとなる。この時、付近の農家も引越している。また、万年寺略詩吟において次のような一説がある⁷⁾。

原文	訳
亦伝元禄始	伝によると元禄のはじめ
見沼洪波滔	見沼の湖面が荒れ、大波が
時衝居住岸	沿岸の住居を襲い

或説往来舳 往来船を転覆させ
吾山罹厥禍 吾が寺も水災にかかった。
封地作中潯 寺領は悉く水面と化し
如竜燈松隴 竜神は毎夜松樹に神燈を掲げ
到普門閣畢 万年寺山門まで水面がせまった。
杳々絶封堤 諸村の境界がなくなる程水湖と化し
居民吟沢畔 水浜の二三戸の民は居を失い沢辺を嘆
きさまよい
精舎移北西 万年寺伽藍を北西に移す。

これは、溜井の造成後の万年寺周辺における被害を受けた当時の状況である。溜井の水面が上昇した事により住居にまで浸水し、寺も水害にあったことが分かる。

4. 元禄14年に提出された新堀掘立願について

元禄14年に提出された「新堀掘立願」には、見沼溜井造成によって水没する地域があった事や、井沢による代用水に似た計画が記述されていた。これを以下に示し、解釈を述べてみた。

元禄十四年十二月 新堀掘立願⁸⁾

(表紙)

「御新堀願書写

迄通

長谷川氏」

一、殿様御支配被為遊候武州足立郡大宮領見沼之義は、桶川領之出水計ニ而、慥成水元無御座御用水不足故、水下旱損仕百姓之致難儀候、依之水下旱損場之百姓中数年水元ヲ願申ニ付、乍恐堀敷之田地も多潰不申御用水御自由ニ罷成、其上四拾万石余之古田水損旱損も相止ミ、御新田大分出来仕候義ヲ見立、乍恐御訴訟申上候御事

旱損により百姓が苦しみ、用水を自由に使えるようになれば40万石余の水損旱損もなくなり新田も多数出来ると見立て、訴状を提出している。

一、岩槻領江は、忍領・鴻ノ巣領其外所々之悪水・荒川・星川騎西領之下篠津村と申処江落合、岩槻領江落込大分之満水ニ而水吐兼両川通り殊外水損致百姓難儀仕候間、今度岩槻領江は騎西領之堰ヲ取払致無閑(堰)星川一筋ニ仕、扱又荒川ヲ鴻巣領之下五丁台と申処ニ而築切、忍領・鴻巣領之用悪水ヲ荒川水と一所ニ沼江堀落、沼之上ニ而二筋ニ引分け両方之山岸ヲ廻シ、見沼下之御人水ニ仕見沼ヲ流レ川ニいたし候ハハ、見沼は旱上り御新田大分出来仕、其上見沼廻り水損之村々此段願申候、此趣ヲ 大殿様御代延宝元年丑より絵図訴状差上度御訴訟申上候得は、殿様并杉浦内蔵助様・徳山五兵衛様・甲斐庄喜右衛門様・岡部左近様御寄合之上ニ而御一同ニ被為 仰渡候は、川上ニ障りも無之水元も慥ニ、川通り水損場・旱損場之村々江廻り数カ年間相談仕候得共皆一同ニ致合点、荒川水見沼江堀落

候は水上ニ而忍領・鴻巣領・菖蒲領・騎西領・岩槻領迄大分水損助り、下々ニ而旱損助り申ニ付此趣ヲ御公儀様江御訴訟相叶候様ニ、願人と申御料私領共ニ惣連判之手形拙者共方江相渡申候、然ル処延宝之頃岩槻領は阿部對馬守様御領分ニ而御座候ニ付、其節此御役人様方へも此趣ヲ御訴訟申上候得は、岩槻領之為ニも罷成ル義ニ候と御意被遊候而、新堀筋之村々江被為仰付候故名主中案内ニ而水盛之高下見申候得は、荒川より二里下ニ而見沼迄七丈五尺下リニ御座候御事

岩槻領において、忍領や鴻巣領の悪水、荒川や星川の水が流れ込み、水損し百姓などが被害を受けた。騎西領に堰を築き、星川の流れを一筋とし、荒川を鴻巣領で縮切り忍領と鴻巣領の用悪水を荒川の水と合わせて落とした。それを見沼の北側で2筋に分け、兩岸を回すように流せば、見沼が干上がり多数の新田が出来るとしている。

また、延宝元年より絵図の訴状を提出している。さらに、水損旱損が起こる村々を周り、数年をかけ全ての村々の同意を得ている。

忍領之下騎西領上崎村と申処ニ而星川ニ樋ヲ伏、脇ニ拾間之流シ堰ヲ付騎西領へ御用水ヲ御取被遊候得共、殊外之速水故水止り兼候ニ付、騎西領之百姓中流シ之上ニ而は水も取植付用水ニ致迷惑、川上ニ而は水込上ヶ満水ニ難儀仕候、就夫騎西領へ之御用水ハ今度忍領阿部豊後守様緒領分之内利根川堤ニ坎ヲ伏古堀ヲ用騎西領江用水遣シ候得ハ、利根川水ハ順水ニ而騎西領之下々迄御用水御自由ニ罷成候間、上崎村之関ヲ取払常流シ仕候得は岩槻領・八条領其下々迄御用水少も不足無御座候、若不足も御座候ハ、古堀より利根川水ヲ相添御自由ニ可仕候、則此趣ヲ忍領阿部豊後守様・騎西領松平美濃守様両御役人中様方へ絵図訴状差上候得は、御新田大分ニ出来諸万人之助成申事ニ候は御構無之候間、御公儀様御見分次第ニ被遊可被下候旨被仰渡候御事

右ノ場所年々水損御座候ニ付、忍領より岩槻領之境迄ノ村数五十七ヶ村川凌之御訴訟ニ罷出申候、此村々も前々より私共方江願手形相渡シ置被申候得は、拙者共願之義所々相調候ニ廻引仕候内ニ先達而川凌之御普請被為仰付候、然共未水損相止申候ニ付乍恐右之通願上奉存候、御公儀様御新田も大分出来乍憚諸万人之御助ニ罷成候義御座候間、被為仰付被下候ハ、難有一同奉存候、已上

元禄十四年巳十二月

伊奈半左衛門様

御役人衆中様

見沼土地改良区寄託

埼玉県立文書館所蔵

『見沼代用水沿革史』⁹⁾には、この説明として以下のような記述がある。

「これらの計画は全てが一度にたてられたのではなく、延宝年間の折には、最初の2案だけを立案、伊奈半左衛

門に願い出ているが、水旱損村々全部の賛成があれば許可するとの意向に、忍領の総代は関係村々の合意を得ることに努めた。この折、岩槻領では水盛の下見を行い、荒川から見沼迄、2里の道法と勾配7丈5尺下りであることが判明した。こうして、その後更に1案を加え、忍領阿部豊後守、騎西領主松平美濃守に願い出たが、幕府の意向次第であるとの返事であったので、元禄14年伊奈家に願い出たのであるが、この計画は実現には至らなかった。」

これらの事から、測量などを行い具体的な提案をしており、さらに関係する村々の同意を得ていたにも関わらず幕府の意向で開削工事には至らなかった事が分かる。

しかし、享保10年に井沢弥惣兵衛為永が新田開発のための現地視察をした際、溜井下流の戸田、浦和、笹目、安行、谷古田、舎人、平柳、淵江の8か領の村々は開発反対の陳情を行った。その内容として、入江新田を開発しただけでも下流の村は水不足に陥っていることや、利根川導水することについて用水が下流域の隅々まで届くはずがないということ。さらに、溜井ならば田植えの時期に降雨がなくても用水が得られるということ。などを挙げている¹⁰⁾。

5. 見沼代用水完成後について

用水を利根川から取水する理由として、利根川は常に豊富な水量を保っていること。渇水時にも用水の確保が困難になる可能性が少ないこと。利根川と荒川に挟まれた低湿地帯の沼の干拓や開発を行うこと。などが、計画に含まれていたとされる。さらに、荒川の支流である荒川を排水路とする事で、新川の開削が不要になる。

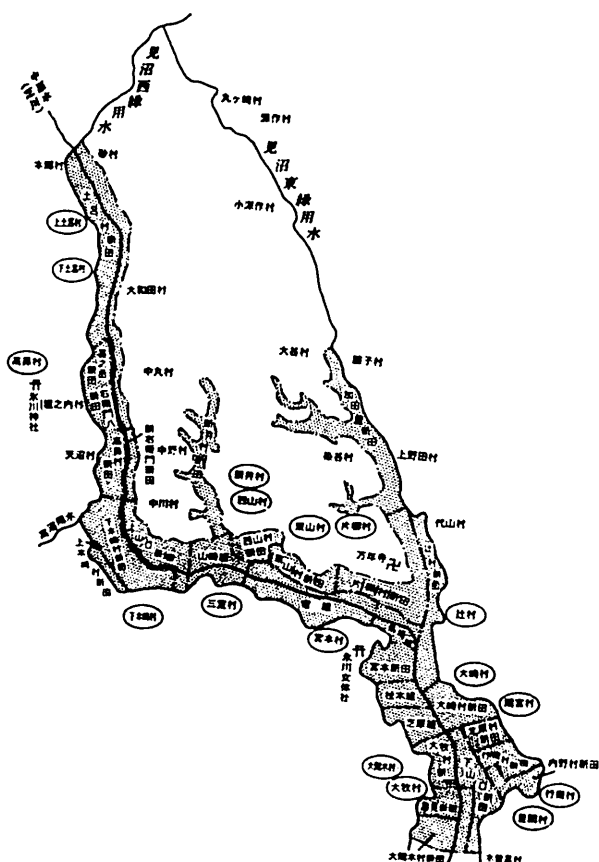
また、江戸と利根川を結ぶ舟運路を開く目的があったから、八丁堤に見沼通船堀と呼ばれる閘門式運河を開削し、見沼代用水の東縁と西縁、芝川を結んだ¹¹⁾。

また東縁と西縁は、大宮台地と低地の際の比較的高い場所に沿って掘られていて、芝川は一番挽くところを流れる形になっている。これは、高いところに用水路を流し、用水路と芝皮の間に田畑を耕作し、その排水や悪水を芝川に流して処理する目的があったためである。これは、見沼代用水の上流域においても見られる構造で、周辺地域へ水が流れやすくするためだったと考えられる。

また、『新編埼玉県史』¹²⁾によると見沼代用水開発の際、享保11年に御普請役・保田太左衛門などが派遣され、その後に井沢弥惣兵衛為永など8人が現地入りし、測量を開始したとある。

そして、用水路開削後は、見沼溜井跡において図-8のように着々と新田開発がなされ、図-9、図-10で分かるように足立郡や埼玉郡においても新村が成立した¹³⁾。

さらに、石高で言えば、幕府の蔵入地は享保元年には408万石余だったのに対し、延享2年になると462万石余まで増加している¹⁴⁾。



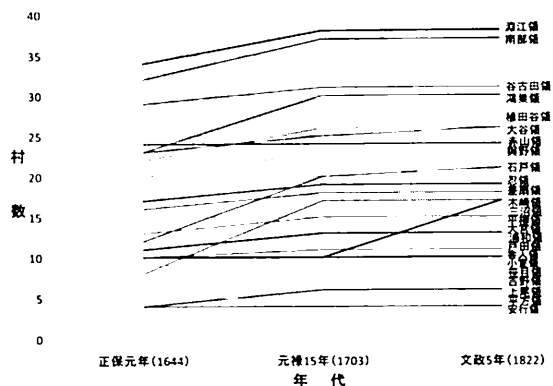
図－8 見沼溜井干拓後の新田開発の状況（原図：新編埼玉県史）

6. まとめ

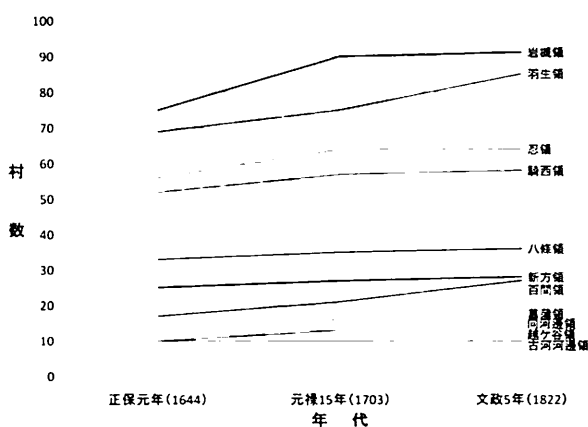
以上のように、見沼溜井造成から見沼代用水開削の水損や旱損に関係した事柄について述べてきた。溜井が出来たことにより、用水の確保ではなく逆に水害に見舞われるようになってしまった地域が存在したこと。さらに、井沢が考えたと思われる用水開削の構想がそれ以前に関係村々から立案され、測量まで行われていることが分かった。また、溜井の上流域と下流域による立地条件の違いによって、それぞれの村の都合があったものと考えられる。さらに、元禄 14 年の「新堀掘立願」が実現しなかった事は幕府の意向であるとされているが、将軍が徳川家継であったために実行されず、吉宗に変わったために実現した計画であるのかという点や、当時の財政や幕府の方針などについても今後調査を行い明らかにしていきたい。

参考文献

- 1) 埼玉県、『新編埼玉県史通史編・4』, 埼玉県, pp.91～92, 1983 年
- 2) 前掲, pp.92～104.
- 3) 大宮市、『大宮市史第三巻上』, 大宮市, pp.141～166, 1977 年
- 4) 埼玉県、『新編埼玉県史通史編・4』, 埼玉県, pp.532～537, pp.553～558.
- 5) 前掲, p.535.



図－9 足立郡の村数増加状況（『見沼代用水沿革史』の表よりグラフ化）



図－10 埼玉郡の村数増加状況（『見沼代用水沿革史』の表よりグラフ化）

- 6) 前掲, p.536.
- 7) 大宮市、『大宮市史第三巻上』, 大宮市, p.626, 1977 年
- 8) 埼玉県、『新編埼玉県史資料編・13 (近世 4)・治水』, 埼玉県, pp.850～851.
- 9) 見沼代用水土地改良区、『見沼代用水沿革史』, 見沼代用水土地改良区, pp.82～83, 1957 年
- 10) 前掲, p.109.
- 11) 埼玉県、『新編埼玉県史通史編・4』, 埼玉県, pp.92～94.
- 12) 埼玉県、『新編埼玉県史通史編・3』, 埼玉県, p.93.
- 13) 見沼代用水土地改良区、『見沼代用水沿革史』, 見沼代用水土地改良区, pp.21～22.
- 14) 見沼代用水土地改良区、『見沼代用水沿革史』, 見沼代用水土地改良区, p.83, 1957 年